

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合）</p> <p>第十七条 次に掲げる義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた金銭の額が増加するものとする。</p> <p>一 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百二十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務</p> <p>二 法第八十四条第四項において準用する会社法第二百十三条の第二項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務</p> <p>三 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者であつて法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の第二項第二号に掲げる者に該当するものが同項の規定により同号に規定する支払をする義務</p> | <p>（成立後の投資口の交付に伴う義務が履行された場合）</p> <p>第十七条 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百二十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払つ義務が履行された場合には、投資法人の出資剰余金の額は、当該義務の履行により投資法人に対して支払われた額が増加するものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |